

経済産業省

20240325保局第3号

令和6年4月1日

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号。以下「告示」という。）第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（以下「実務経験期間」という。）の確認について、下記のとおり運用方針を定め運用することとする。

記

（実務経験期間の算定方法）

1. 実務経験期間は、実務経験期間の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）の役職に割り当てられた業務として、月次点検、年次点検、工事期間中における点検その他の事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下同じ。）の工事、維持又は運用に関する実務（以下「点検等」という。）に日常的かつ継続して従事した期間を、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める方法で算定し、それらを通算して求めることとする。
 - 一 選任された電気主任技術者として実務に従事した場合又は選任された電気主任技術者の下で当該選任された事業場に常駐して実務に従事した場合
選任されていた期間又は従事した期間を算定する。
 - 二 電気管理技術者又は保安業務従事者の補助者として実務に従事した場合
以下5. 一に掲げる設備21件の点検等を1月分として期間を算定する。
なお、1月の間に21件を超える点検等を行った場合であっても、1月分と算定することとする（21件を超える点検等を実施した場合に、同月以降の件数に充当することは認められない）。

三 電気工事業者又は電気工事業者の従業者として実務に従事した場合等

21日間の従事を1月分（ある月において21日を超える点検等を実施した場合に、同月以降の日数に充当することは認められない。）として期間を算定する。

※ 二・三について、それぞれ1月間の従事実績が21件又は21日に満たない場合には、他の同様に従事実績が21件又は21日に満たない月に充当することができる。

（提出書類）

2. 申請者は、確認を受けようとする産業保安監督部長（支部、監督署及び監督事務所を含む。以下同じ。）に次に掲げる書類を提出すること。

なお、告示第一条第二項の規定の適用を受けようとするときは、併せてその旨を当該産業保安監督部長に申し出なければならない。

一 電気主任技術者免状の写し

二 実務経歴証明書（様式1）

三 告示第一条第一項第四号に掲げる者にあつては、同号の講習を修了したことを示す書類

3. 2. 二に掲げる実務経歴証明書は、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を含むものとする。

一 電気管理技術者又は保安業務従事者の補助者として実務に従事した場合

イ 実務経歴（注1）

ロ 点検等実施事業場一覧（点検等を実施した事業場の設置者及び事業場名、実施した年月並びに実施した件数の合計を含むもの。）

二 選任された電気主任技術者として実務に従事した場合

イ 実務経歴（注2）

三 選任された電気主任技術者の下で実務に従事した場合

イ 実務経歴（注2）

四 電気工事業者又は電気工事業者の従業者として実務に従事した場合

イ 実務経歴（注3）（注4）

ロ 工事工程一覧（従事した工事件名ごとに主な業務の内容や工期を含むもの。（休日や工程期間が重複するものは除く。））

（注1）保安業務従事者の補助者として実務に従事した場合にあつては、所属する保安法人による証明を、電気管理技術者の補助者として実務に従事した場合にあつては、当該電気管理技術者の証明を受けること。

（注2）当該選任された事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主（当該設置者との間で申請者の派遣に係る労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を締結した者に限る。）の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注3) 当該実務に従事した事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主(申請者を当該実務に従事させた者又は当該設置者との間で申請者の派遣に係る労働者派遣契約を締結した者に限る。)の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注4) 産業保安監督部長から提出を求められた場合にあつては、従事した工事の請負契約書その他の工事の実施を示す書類を提出すること。

4. 産業保安監督部長は、2. 一～三までに掲げる書類のほか、実務経験期間の確認に必要な限度において、申請者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(実務経験として認められる業務の範囲)

5. 実務経験として認められる業務は次のとおり(実際に従事した業務内容を個別に確認する)。

一 事業用電気工作物である発電設備(ダム、水路設備を除く。)、蓄電設備、変電設備、送電設備、配電設備、給電・遠隔制御等の設備(電力保安通信設備を除く。)及び需要設備に関する次のものをいう。

イ 建設・施工の工事に係る次の業務及びこれらの業務を指導監督する業務

(1) 新設、増設、改造、取り換え等の工事における電気設備、各種電気機械器具及び付帯設備の設計(基礎工事に係るもの及び施工監理を伴わないものを除く。)

(2) 機器・材料の据え付け・組立の工事(土木工事並びに製造工場の材料加工・組立及び調整を除く。)

(3) 配線工事

(4) 機器調整及び性能検査

ロ 機能を維持するための保守管理業務(巡視点検、定期点検、修理、試験、測定等)及びこれらの業務を指導監督する業務

ハ 安定的、経済的に運転するための次の業務及びこれらの業務を指導監督する業務

(1) 運転状態の監視

(2) 周波数及び電圧・電流の調整

(3) 電力需給の調整

(4) 系統の変更

(5) 事故の復旧等における運転、切り替え操作並びに給電指令及び運用(事故の原因究明、報告等)

二 一に直接関係し、現場に常駐又は定期的に現場に出向く必要がある次の業務。

イ 工事計画の認可申請書等の作成業務

ロ 電気事故防止対策業務及び保安の指導監督業務

ハ 検査に関する業務

6. 実務経験の対象にならない業務は次のとおり。

一 5の業務であつて、設置・組立作業等の電気工作物に関する知識及び技能が要求されない業務(土木工、組立工、溶接工等)

- 二 5の業務であって、警備のために行う監視、記録等の業務であって、電気工作物に関する知識及び技能を必要としない業務
- 三 受電設備を含まない需要設備及び負荷設備のみの維持又は管理業務
- 四 学校、研究所の実験設備又は試験設備に係る業務（電源設備は除く。）
- 五 エックス線発生装置、ネオン変圧器、テレビ受像器などの二次側にのみ高電圧を発生させる機械器具に係る業務
- 六 電気機械器具及び計器類の製造に係る業務
- 七 電気鉄道用電気設備であって、電車線及びトロリー線等に係る業務
- 八 船舶（非自航船を除く。）、車両又は航空機内の電気設備に係る業務
- 九 5の業務であって、電気事業法が適用されない海外における業務

附則

- 1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

実務経歴証明書

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
現 住 所	(TEL E-Mail)		
勤務先および 役 職 名	(TEL)		

略 歴

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

上記の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日

所 在 地

証 明 人

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 2. 上記の証明人による証明において、電子署名その他のデジタル技術の活用は妨げられない。